



世界遺産 熊野古道

伊勢路随一の美しい石畳道(馬越峠)

目次・主な内容

■ 2005年9月15日(木)理事・役員会 理事・役員会、特別講演会……………	2	2. インターンシップ受入企業開拓事業……………	9
■ トップインタビュー……………	4	3. 経協活性化プロジェクト活動……………	10
■ 経協新副会長……………	6	4. 三重県地域労使就職支援機構……………	10
■ 第107回日本経団連人事・労務管理者大会……………	7	5. 高齢者雇用安定法が改正……………	11
■ 第34回三重労使会議……………	7	(厚生労働省職業安定局から)	
■ 協会創立60周年記念事業……………	8	石綿(アスベスト)について……………	11
■ 協会事業活動……………		6. 最近の労働判例・三重県最低賃金・ 労災保険に未加入の事業所について……………	12
1. 労務管理改善協力委員会活動……………	8	7. 公益通報者保護法……………	13
		■ Window事務局……………	14
		■ 主要労働経済指数……………	15
		■ 行事予定・業務日誌……………	16

理事・役員会開催される

去る9月15日(木)、プラザ洞津2階『高砂』にて理事・役員会を開催



1. 理事・役員会 (出席者：24名)

開会に続き、藤井会長から、総選挙並びに結果からの経済動向について、2002年1月を谷とした景気拡大も「岩戸景気」の42ヶ月を抜き、戦後3位タイに並ぶ拡大基調となっていますが、成長の中心は財からサービスへと移っており、かつてのような「豊かさ」の象徴が見つけにくいこともあり、回復の実感が持ちづらくなっていることも認識をすべきと話があり、続いて事務局より労働経済情勢報告が行なわれ、協議事項に移りました。

(1)協議事項

- ①平成17年度前期事業活動 (4月～9月)
- ②平成17年度前期予算執行状況 (単位：千円)
(17年度予算額・57,950、収入額・32,728、
達成率・56.5%、支出額・20,965、達成率・36.2%)
- ③協会創立60周年記念行事(案)

開催は18年6月中旬、13時30分からとし、一部で定時会員総会を行い、引き続き二部は記念行事として感謝状・表彰状の贈呈、来賓祝辞、祝電披露の後、記念講演会を開催。その他、記念事業として記念品と記念冊子の作成(年表を中心とした経協の動き、労働経済等)を行う。

以上、いずれも満場一致で承認されました。

(2)経協活動報告

活動報告につきましては各担当者から報告がされました。(活動報告の内容につきましては経協事業報告に記載)



特別記念講演

政治評論家
長野 祐也氏



理事・役員会の後、特別講演会として「選挙後の政局を読む」と題しまして、政治評論家、長野祐也(ながのすけなり)氏よりお話を伺いました。

■講師紹介

長野先生の人となりをお要約しますと三つの顔を持っておられ第一の顔は政治評論家、第二は大学客員教授、第三はラジオコメンテーターとして、それぞれの分野でご活躍をされ、更には3期10年、国政の現場にみえられた体験、人脈を活かした政局分析とその政策提言には説得力のある論陣により全国レベルにおいて好評を得られています。

■講演要旨 (※要旨につきましては、聞き取りに多少の差があるかと思いますが、ご了承をお願いします。)

私は梅雨時生まれです。当県では川崎さんと同期、今回の選挙で一番驚いたのは小泉さんです。

1. 何故自民党が勝ったのですか

第1は小泉劇場(一人三役、シナリオ・演出・プロデュース)、第2はメッセージが明確、第3は小選挙区の特徴がハッキリ出たことです。

投票率の7.65%アップは約800万人が新たに投票所に出かけたことです。

一議席たりとも減ればやめる。造反した人は公認



しない。全選挙区に候補者をたてる。この意味は大きく、小泉さんの真剣さ、本気が有権者に感動を与えたことです。

2. 脇役、刺客騒動は

小選挙区の始まりである英国では当たり前のこと、また採決に反対したら除名は当然のこととなっている。(小選挙区制度をつくる時、原案は小沢さんがつくった。この制度に反対したのは小泉さんである)

3. 改革推進政党(自民党は新しく生まれかわる)

派閥が機能しなくなった。これは英国のブレア首相のポリシーと同様、組合の利益より国民の利益を優先したことと同じことを実行。

4. 任期について

私は任期いっぱいやめると思う。族議員は早くやめて欲しいと思っていることも事実である。

5. 日米関係について

日本の国益で考える時、一番大切なのは米国であり、日米安保条約のおかげである。(ブッシュにモノが言えるのは、小泉とブレアです)

6. 岡田さんの負けっぴりは立派である

人のおだてにのらない。挫折、失敗は人を伸ばす。
※講演中、今、民主党は議員総会を開催中との話がありました。

7. 公明党はガリバーになった自民党にどう存在感を示すかである。

8. 2つの新党(新党日本、国民新党)は国民に共感を呼ばなかった。

33選挙区で13名生き残ったが出番はない。たぶん戻りたいのではと思う。

9. 造反組の亀井さんは小泉さんは解散しないとミスリードをした。

■総選挙をふり返って

自公の融合は新たな段階に入った(一体化)。公の票が入らなければ100人は落選している。ともかく、投票に行ってください、幅広い国民を守るのは自民党と訴えたことです。

■緊急の課題として

今回の選挙で約800億円の税金が使われたことであり、これからが大変である。

(1)三位一体 (2)外交・6ヶ国協議(アメリカは妥協しない。西側の常識では北朝鮮に期待をするのはムリである。) (3)医療保険 (4)憲法改正 (5)アスベスト等あり、どの国も政権がおかしくなるのは経済状況からである。

■小泉首相に望みたいこと

だれも、ブレーキをかける人がいなくなったので



冷静に律すること。

■ポスト小泉は

4人に絞られてきた。福田、安倍、麻生、谷垣である。麻生、谷垣は同期、安倍は岸信介の秘書をやっていた。父は安倍晋三。麻生は吉田茂の孫で英語はペラペラである。ポスト小泉がないとなると小泉が指名の形になる。

7月5日、衆議院本会議で郵政民営化関連法案が5票差で可決し、8月8日の参院本会議では否決(賛成108・反対125)を観るや、小泉首相は信念に基づいた決断により衆議院解散を実行し、国民にその是非を問うと打ち出し選挙の結果、「与党3分の2超」(自民296・公明31で327議席)という想像もしなかった圧勝で終わり、近く特別国会が開かれるが首相指名に加え再び郵政民営化法案が審議され、この法案成立が山積みしている諸改革の大きな原動力となっていくことは明らかです。

小泉首相は40年前、大学3年の時、横須賀慶応学生会の文集に「人生五十年、どうせ一度は死ぬのだ。乾坤一擲(けんこんいってき)、思い切ってやろうという凄絶(せいぜつ)な雄々しい感情を秘めて打ち向かっていった信長の気迫は男らしくて爽快である。相手を倒さなければ自分が殺される。戦いに明け暮れ、死などを考える暇がなく、しかも死が眼前にある苛烈な時代の人々の生き方に大いに教えられる」と書かれており、自らを戦国の武将に重ね合わせている姿は鬼気迫るものを感じますが、信長の生き方こそ、首相の理想なのだと思うのであります。又、総選挙を避けるため森前首相が参議院での継続審議を進言したが首相は「殺されてもかまわない」と言い放った言動は多くの国民にその共鳴と感動を呼び起こしたことを観ますと首相の一貫した信念が良く理解できることです。

(文責 事務局)



★トツフ。interview★



会員企業各社、社長の素顔に迫る「トップインタビュー」、
第1回目は経協会長会社であります三重交通(株)奥田社長さんに
登場していただきました

「個」を活かし「全体」の活性化へ ～衣冠束帯を離れ、熱い議論を通じて～

三重交通(株)取締役社長 奥田 卓廣さん

～本日は、お忙しい所、時間を割いて頂きありがとうございます。早速ではございますが、三重県とのご縁、
また印象についてお聞かせください。～

大学を出て昭和40年、近畿日本鉄道(株)に入社、名張の宅地開発がご縁で桔梗ヶ丘に住居を構えたのが43年、
それ以降は名張で生活していますが、途中約17年間はアメリカ勤務がありました。勤務は大阪本社でしたの
で、津市の方面にはパスポート、免許証の更新時に出向くぐらいの印象です。正直言って大阪郊外の住宅地に
住んでいるという感じでした。

～会社の経営理念あるいは方針についてお聞かせください。～

多くの私鉄・バス会社とも大同小異ですが高度成長・バブル期には本業の交通事業のほかに宅地開発や流通・
宿泊事業など多角化を進めました。振り返れば「素人の商売」的なことがあったのではと思われることがあり
ます。当社も60年の歴史を持ち、バスを中核事業として沿線の住民サービスを通じて地域への貢献と信頼を培っ
て参りました。グループ会社も衣・食・住・遊、そして移動という日常生活に密着した事業を展開し30社余り
となり、時代の流れに合わせ膨らんできていることも事実です。連結経営が重視される今では各事業分野別に
事業戦略を明確にし、個々の事業ではなくグループ全体として最も効率的な経営を行っていくことであり、各
社の取り組みにつきましても、そのベクトルをひとつの方向性にまとめる必要があります。目下はそうした計
画の策定に向けて努力しています。

～会社の従業員教育についてもお聞かせ下さい。～

グループ会社毎にそれぞれの事業推進に即した社員教育を行っていますが、グループ各社からすれば中心で
ある当社に大きなイメージと期待もあり、グループ全体としての指針も大事にしたいと思っています。

特に公共交通機関、ライフサイクルに直結する私達には「安全に対する信頼」「環境・福祉への積極的な取
り組み」は企業基盤の根底にかかわることでもありますので、より一層、徹底を図り社会の手本になれるよう努力を
していきたいと気持ちを引き締めております。

～「愛・地球博」はご覧になりましたか。その感想をお聞
かせください。～

会場へのアクセスは随分勉強しましたが博覧会の内容その
ものは見学する時間が充分ありませんでした。中部国際
空港、愛・地球博の2大プロジェクトでは特需として多く
の方々にバスをご利用頂きました。県内でも北勢地域、ま
た、2月17日「空港アクセス港、津なぎさまち」開港によ
り中勢地域での波及効果は出ておりますが、伊勢、志
摩方面への反動が出ていることも実情です。



～ご趣味は、休日の過ごし方もお聞かせ下さい。～

結構、観劇・音楽・美術館には足を運びます。土・日は朝5時過ぎには起床し、FMでバロック音楽を聴きながらパソコンを立ち上げ、世界の経済情勢を見ることにしていますし、同時に「パソコン将棋」もします。趣味といえば拙いですがピアノの練習もします。週末の午後は妻とゴルフ（ハーフ）かプールに出かけます。若い時にはスキー、テニスもやりました。飲む（アルコール）方は毎日2合位ですが、自分ではいける方では…とのことでした。



～経営者協会にご要望、ご意見がありましたらお聞かせ下さい。～

三重県は各種の統計資料、データを観ましても全国47都道府県でいずれも中位にあるような印象です。是非、独自のもので、日本をリードするような県になって頂きたい、私も本年6月に赴任したばかりで経協の事業につきましても、まだ十分把握をしていませんので、これからは注視していくことと致します。

～最後に一言、いつか社長になったらやりたかったこと、また、考えていたことがありましたらお聞かせ下さい。～

日本でもアメリカでも多くの経験をさせて頂きましたが、形だけ先走りしているような印象の現実を観ますと、目標（ビジョン）がなくなったのではと痛感しています。社内の風通しをよくし、衣冠束帯を離れた議論を通して活力ある企業集団へと変革させ、お客様の満足に繋げるサービスを提供し続けることが私達の永遠の目標でありますので、自己革新をより推進し、叡智を結集させ、豊かな地域社会の実現に貢献していくことが会社の社会的使命だと思っています。

大変貴重なお話をありがとうございました。



◆インタビューを終えて◆

第1回目ということで、私達事務局3名（平松、横田、大田）が担当しました。部屋に入られた時、「やあ～どうも」の一言で緊張がほぐされ、60分と頂いた時間も和気藹々の中でキャッチボールをすることが出来ました。今回のインタビューで、「明るく楽しく」がモットーですと話された背景（後ろ楯）が良く理解できました。限られた時間でしたのでお聞き出来ませんでしたでしたが、是非、アメリカの17年間に付きましてもお聞き頂ける事と願っております。

◆奥田社長経歴

昭和17年10月生 三重県名張市在住

学歴

●昭和40年3月 慶応義塾大学経済学部卒業

職歴

●昭和40年4月 近畿日本鉄道株式会社入社
●平成2年4月 アメリカ近畿興業株式会社社長

●平成11年6月 近畿日本鉄道株式会社 取締役 企画室長
●平成13年6月 同社常務取締役
●平成15年6月 同社専務取締役
●平成17年6月 三重交通株式会社取締役社長

経協新副会長

去る6月17日(金)、経協17年度会員総会におきまして2名の副会長が満場一致で承認されましたので、ご紹介をさせていただきます。



戸澤 周純氏
(とざわのりよし)

(株)東芝 セミコンダクター社
四日市工場長

このたび、副会長に選任され就任しました、(株)東芝セミコンダクター社四日市工場の戸澤でございます。

三重県経営者協会は、地域における総合経済団体として県下においてその重要な役割を果たしており、今回、協会の副会長を拝命致しまして身が引き締まりますとともに、これから果たすべき役割を強く感じている次第でございます。

さて、東海地区の経済環境は、中部国際空港開港、「愛・地球博」開催の経済効果に恵まれ、比較的恵まれた環境にあります。今後永続的なものとなるかはまだ予断を許さない状況にあると考えられます。また、グローバル競争の激化など企業をとりまく経営環境も大きく変化しており、各企業は目先の好況不況に拘らず絶えず企業体質の強化を迫られる等、変わらず厳しい経営を余儀なくされております。こうした時代環境の中で、企業と地域社会が発展していくためには、従来以上に、企業間のネットワークを強力なものとし、かつ上部団体である日本経団連と連携して、各種政策に企業の意見を反映させていくことが益々重要であろうと考えておりますし、経営環境の変化に対応できる次代の人材育成やタイムリーな情報提供など協会の使命は高まっていくものと考えております。

藤井会長の下、県内産業と地域社会の発展に向けて、皆様とともに大変微力ではございますが、重責を果たしてまいりる所存でございます。どうかご指導、ご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

●プロフィール

- 生年月日/ 昭和26年4月3日
- 最終学歴/ 昭和52年3月 横浜国立大学大学院工学研究科 金属工学専攻修士課程修了
- 経歴/ 昭和52年4月 株式会社東芝 入社
平成10年7月 四日市工場製品技術部長
平成13年4月 メモリ事業部経営変革上席エキスパート
平成14年7月 四日市工場メモリ後工程統括部長
平成16年4月 マイクロエレクトロニクスセンター所長
平成17年4月 四日市工場長(現在に至る)



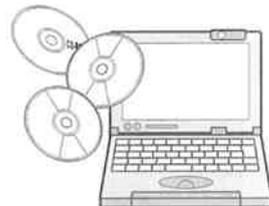
小林 長久氏
(こばやしながひさ)

日本トランスシティ(株)
代表取締役社長

このたび、三重県経営者協会副会長に選任され、就任致しました日本トランスシティ株式会社の小林でございます。

三重県経営者協会には、弊社の鍋田も前副会長を務めさせていただいており、又、私自身人事部に所属しておりました時、労務管理改善協力委員会で、平松専務理事より色々ご指導を受け、勉強させていただいた時代が7年間ございました。そしてこのたびこの大役を仰せつかりまして、このご縁とその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、現在、三重県の経済は、自動車関連、情報通信機械産業等の復活や好調さが言われるものの、まだまだ景気が回復したとの実感は薄いように思われます。政府の発表でも“穏やかな回復をしている”とされていますが、安心できる経済環境とは考えられません。この中で魅力ある三重県の地域経済社会の発展のためと、人事、労務の様々な問題提起やその解決のため、少しでも会員の皆様のお役に立てるよう、甚だ微力ではございますが藤井会長のご指導のもとに、協力してまいりる所存でございます。皆様にもご支援ご指導の程よろしくお願い申し上げます。



●プロフィール

- 生年月日/ 昭和18年11月8日
- 本籍地/ 三重県四日市市
- 最終学歴/ 昭和41年3月 早稲田大学教育学部 卒業
- 経歴/ 昭和41年3月 四日市倉庫株式会社 入社
昭和57年3月 人事部人事課長
平成3年6月 東京支店長
(平成4年4月1日 日本トランスシティ株式会社に社名変更)
平成7年6月 取締役就任
平成11年6月 常務取締役 就任
平成13年6月 代表取締役専務取締役 就任
平成15年6月 代表取締役社長 就任(現在に至る)
- 団体歴/ 四日市港運協会 会長、東海倉庫協会三重部会 会長

第107回 日本経団連人事・労務管理者大会愛知大会

去る7月7日(木)8日(金)、名古屋観光ホテルにて「組織活力を生む、企業変革へのシナリオ」～「攻めのリストラ」へ向けて人事が果たす役割～をテーマに開催。



◆第1日目(7月7日)

開会にあたり、愛知経協会長、岡部 弘(株)デンソー会長)より『企業変革を成功させ、更なる企業成長を実現させるには、自社の「人材力」を最大限に発揮し活力あふれる組織づくりを実現させることであり、そのための人事戦略がますます重要である』と挨拶があり、引き続き、基調講演として「志を持って新たな未来を拓く」について、張 富士夫(日本経団連副会長、トヨタ自動車(株)副会長)より話がありました。

1. 基調講演の概要

◆「志について」

故豊田喜一郎氏の呼びかけに応じて「高い志を抱いた多くの仲間が集まり1937年にトヨタ自動車創業」当時に諸先輩は「日本の産業の発展」という明確な目的をもち情熱を込めて車作りに邁進、その志と情熱が今日も引継がれている。「ただ儲けること」でなく、より良い自動車を安く作ることが「豊かでより便利な生活の実現」と日本のみならず「世界の国々の発展」につながるものです。さらに企業の使命として、真面目にビジネスを行い利益を上げること。次に環境、安全問題、地域社会の発展などに対して社会的責任を果たし、その上で世界各国の文化、教育、医療等にも国際的貢献をしていくことが重要であるとのことでした。

◆「新たな未来を切り拓く」ことは世界の自動車普及率を観れば自動車産業は成長産業であり、今までとは異なる視点をもって課題を克服し、自動車の楽しさ、快適さを最大化していくことであります。人材育成についてはまず、教育〔(知らないこと、教える)と訓練し知っていることを繰り返し実行し体にしみ込ませること〕を行い次の仕事に活かしていく姿勢を身につけることが大切。また、若手の育成にはチャンスを与えることを忘れないで下さいとのことでした。

2. 次に講演として「組織の強さと人材マネジメント」について、守島基博氏(一橋大学大学院、商学研究科教授)がありました。

3. 続いて、パネル討論「企業変革のために人事が果たす役割」が行われました。

◆第2日目(7月8日)は次の内容です。

1. 講演 「企業内プロフェッショナルの時代」 西山昭彦氏(東京ガス(株)西山経営研究所)

2. 特別講演 「部下のやる気を2倍にする方法」

和田秀樹氏(精神科医、ヒデキ・ワダ・インスティテュート代表)

以上、盛会裡に終わりました。

第34回 三重労使会議

去る9月14日(水)、三重県勤労者福祉会館、地下特別会議室で開催。(経協11名、会長、副会長、事務局、連合三重9名、会長、副会長、事務局が出席。)



■開催内容

両会長より挨拶のあと、「今後の三重県政について」三重県知事、野呂昭彦氏より話を伺いました。

■「今後の三重県政について」の概要

総選挙の総括から、小泉首相はあれだけ勝ったのだから相当大きな責任があるので果たして頂きたい。

さて、三重県政は特に時代の変革期でもあり思い切って変えなくてはならないことはかえることが基本である。改革を進めるについて過去の借金も巨大なものとしてのしかかっていることも事実です。今までの改革は①ほめられること。②何でこんなこと



を、何のためにやったのかがある。ギリギリの投資をし未来にふくらませることは大事である。

三重の観光については昨年11月「三重県観光振興プラン」～観光構造の変革、そして観光文化の創造を目指して～を策定し取り組んでいます。

新しい取り組みとしてNPM (New Public Management) 生活者視点 (前知事) からNPG (New Public Governance) 文化的視点でとらえ、文化力に注目し、狭い意味の文化でなく人生を舞台としたものとして、人々の生活の質を高めるためのさまざまな活動を行っていかうとするものです。いずれにしても地方分権の流れはとどまることはないので自分達でできることは自分達で、個人でできないことは家族→地域→市町村→県へと、いろんな主体がパートナーとして一緒になって「公」を支え合って行こうとの話を聞かせて頂きました。

(尚、参考資料として①県民しあわせプラン (概要版) ②新しい時代の公、③新しい時代の公における県の取り組み資料 (資料1-6) を頂きました。

協会創立60周年記念事業

去る9月15日(木)、理事役員会において協議の結果、承認されましたので、概要 (予定) について報告します。

▼開催時期 平成18年6月 日

▼開催場所 津市内

▼開催内容

第Ⅰ部 平成18年度、定時会員総会
(13:30～15:00)

第Ⅱ部 記念行事
会長挨拶、感謝状・表彰状贈呈、来賓祝辞、祝電披露、閉会
記念講演

その他 (1)記念品 (例えば扇子)
(2)記念冊子

協会事業活動

労務管理改善協力委員会活動

■定例会議・労管実務セミナー

去る7月14日(木)、プラザ洞津にて定例会議(30名)、実務セミナー(66名)を開催。

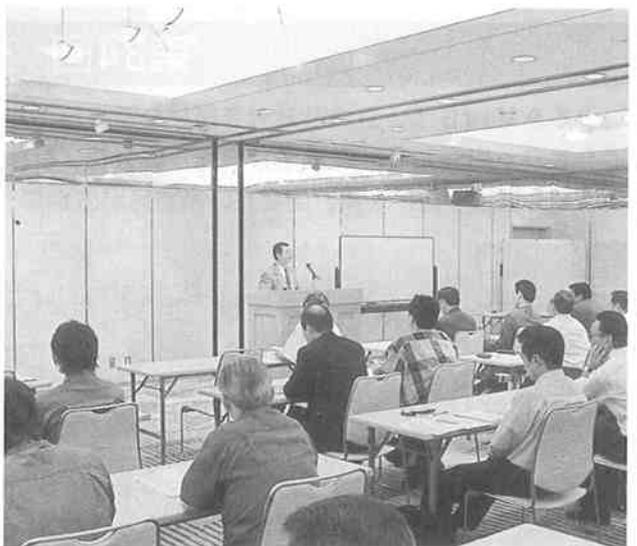
1. 定例会議

会長挨拶、各部会報告(3部会)、事務局からの連絡

2. 労管実務セミナー

「職場の防災セミナー」、講師・防災対策コンサルタント 山根信義氏

主な内容 ①自然災害の恐怖 ②職場防災対策マニュアル ③災害別防災対策マニュアル ④防災対策訓練マニュアル ⑤社内防災対策規定の作り方 ⑥取引先の管理 ⑦被災後のトラブル対策 ⑧自社のマニュアル作成等について、実務的で、すぐにでも活用できる話があり大変参考になりました。特に「社内防災対策規定」例は解りやすく活用できるものでした。



■部会活動

1. 7月20日(水) HRD部会 (13名)
(Human Resource Development)



近畿日本鉄道(株)白塚教習所にて教習所の概要説明および見学と事例発表①「専門教育の概要」②「CS活動について」を開催、中でも教習所に設置してあります、電車の走行運転の実技については運転席でスタートの走行、停止について実路線がスクリーンに出て、実際の運行が研修出来ることになっており、運行の厳しさがひしひしと伝わりました。

2. 7月27日(休)

「活力ある職場風土をめざす部会」



プラザ洞津にて13名参加、内容は次の通りです。

事例発表 ①「新卒採用について」、(株)赤福人事室教育、採用スタッフ、不破重良氏 ②「雇用管理について」(株)ぎゅーとら人事課長、北村克司氏、ビデオ上映(雇用能力開発機構)より「社員のやる気を引き出すには」～効果的コーチング活用法～が行われました。

3. 7月29日(金) 「職場に活力を生む人事管理を目指す部会」、横浜ゴム(株)三重工場にて18名参加。

横浜ゴム(株)三重工場概要説明および工場見学の後、事例発表として①「わが社の人事管理について」、(株)赤福、労務担当スタッフ鈴木 宏氏と「わが社の労務管理について」三菱化学(株)四日市事業所人事Grマネージャー山本雄史氏より発表を頂きました。

インターンシップ受入開拓事業

三重県経営者協会・三重労働局、並びに三重県では、職業・就業意識を高める人材を育てるインターンシップの普及・拡大に向けてより多くの企業や大学の参加を促し、次世代を担う人づくりを目的で平成14年度よりインターンシップ推進支援センター(東京経営者協会に設置)とともに取り組みを進めています。今年度の活動状況を報告します。



しおはま在宅介護サービスセンターにて

▼17年度(9月8日現在)

受入登録事業所 517事業所

マッチング学生数 442名

学 校 20校

全国でも当県はトップクラスの実績をあげています。
インターンシップの推移(受入事業所・マッチング学生数)

年度	受入事業所	マッチング学生数
H14	57	47名
H15	334	248名
H16	463	271名
H17	517	442名



後藤・今村会計事務所にて



松下電工(株)津工場にて

※希望される事業所、又はご不明点がございましたら、事務局までお問い合わせください。インターンシップに関する多数の資料を取り揃えております。

経協活性化プロジェクト活動

去る8月24日(水)、第4回経協活性化プロジェクトをプラザ洞津にて開催(出席者は8名)、協議内容は以下の通りです。

1. 協会会員入会・退会報告

○入会 1社 ○退会 2社

(現会員会社 275社 平成17年10月1日)



2. みえ経協会報Vol.1についての意見交換

3. 未加入企業への取り組み

- 会員増強ツールの整備
- 6月1日からホームページのリニューアルを行い経協活動の紹介とPRを実施
- みえ経協「会報」を2～3ヶ月に1回発行し経協への理解と入会に活用
- 企業訪問についても更に検討を加えること

三重県地域労使就職支援機構

去る、9月22日(木)、第4回運営委員会(出席者13名)が開催、当面の事業計画について協議がされ、満場一致で承認されましたので案内をさせていただきます。

1. 就職面接会、企業合同説明会

①10月4日(火) 13:30～ 上野フレックスホテル

「伊賀地域中高年者就職面接会」

②10月14日(金) 午後 ピネ七里御浜(株)

「紀南地域就職相談会」



③11月11日(金) 午後 大台町B&G海洋センター

「奥伊勢地域就職面接会」

④11月15日(火) 13:30～ 四日市都ホテル

「北勢地域合同就職面接会」

⑤11月16日(水) 午後 伊勢商工会議所

「伊勢地域就職面接会」

⑥11月22日(火) 13:30～ 名張総合福祉センター

「名張地域しごと探しセミナー」

⑦18年3月17日(金) 津商工会議所

「新規学卒者企業セミナー」

2. 事業主セミナー、助成金制度研修会

①10月19日(水) 玉城町商工会

「度会地域事業主セミナー&助成金制度研修会」

②10月28日(金) 午後 尾鷲商工会議所

「紀北地域事業主セミナー&助成金制度研修会」

③11月16日(水) 亀山商工会議所

「亀山地域事業主セミナー」

④11月18日(金) 多気町商工会

「飯多地域事業主セミナー&助成金制度研修会」

⑤12月8日(木)

「伊勢志摩地協労使トップセミナー」

3. 就職ガイダンス

①10月24日(月) 昂学園高校(80名)

②11月10日(木) 三重短期大学(200名)

4. 私のしごと館体験研修

①11月24日(水) 白山高校(120名)

②12月9日(金) みえ夢学園高校(80名)

5. パソコン教室

①紀北地域 10月22日(土)、23日(日)、29日(土)、3日間
 (有)ウエオカ情報システムズ 定員12名

②紀南地域 11月18日(金)、19日(土)、20日(日)、3日間
 オレンジパソコンスクール 定員10名

③伊賀地域 10月31日(月)、11月1日(火)、2日(水)、3日間
 MUCカレッジ名張校 定員20名

④名張地域 11月28日(月)、29日(火)、30日(水)、3日間
 MUCカレッジ名張校 定員15名

以上、予定しておりますので、よろしくお願ひします。



高齢者雇用安定法が改正

65歳までの高齢者雇用確保措置が義務化！
【改正の背景】

少子高齢化の進展（労働力人口の減少）の中での高齢労働力の活用
〈経済社会の活力の維持〉

年金支給開始年齢の引上げ
の中での、生計維持のための収入確保、社会保障制度の支え手の確保

高齢者が社会の支え手として活躍できるよう65歳まで働ける労働市場の整備が必要

【改正の内容】

①65歳までの雇用の確保 平成18年4月1日より 高齢者雇用確保措置について

65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の65歳（※1）までの安定した雇用を確保するため、次の(1)から(3)のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じなければなりません。

- (1)定年の引上げ
- (2)継続雇用制度の導入（※2）
- (3)定年の定め廃止

なお、(2)の継続雇用制度については、**原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが**、各企業の実情に応じた労使の工夫による柔軟な対応がとれるよう、事業主が、労使協定（※3）により、継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、(2)の措置を講じたものとみなされます。

（※1）この年齢は、男性の年金（定額部分）の支給開始年齢の引上げスケジュールにあわせ、男女同一に、平成25年（2013）年4月1日までに段階的に引き上げられます。

平成18（2006）年4月1日～平成19（2007）年3月31日：62歳
平成19（2007）年4月1日～平成20（2008）年3月31日：63歳
平成20（2008）年4月1日～平成21（2009）年3月31日：64歳
平成21（2009）年4月1日～：65歳

（※2）継続雇用制度は、「現に雇用している高齢者が希望しているときは、当該高齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度」をいいます。

（※3）事業主が労使協定のために努力したにもかかわらず協議が調わないときは、大企業の事業主は平成21年3月31日まで、中小企業の事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下である事業主をいいます。）は平成23年3月31日までの間は、特例として、就業規則等により継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入できることとしています。

②中高年齢者の再就職の促進 平成16年12月1日より

(1)解雇等による高齢者離職予定者に対する求職活動支援書の作成・交付の義務化

事業主都合の解雇等により離職することとなっている高齢者等（45歳以上65歳未満）が希望するときは、事業主は、当該高齢者等の希望を聴き、その職務の経歴や職業能力等キャリアの棚卸しに資する事項や再就職支援措置等を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、交付しなければなりません。

(2)労働者の募集及び採用の際、年齢制限をする場合の理由の提示の義務化

事業主は、労働者の募集及び採用をする場合に、やむを得ない理由により上限年齢（65歳未満のものに限る。）を定める場合には、求職者に対してその理由を提示しなければなりません。

石綿（アスベスト）について

■石綿（アスベスト）の有害性

石綿粉じんを吸入することにより、次のような健康障害が発生するおそれがあります。

①石綿肺（じん肺の一種）

肺が線維化するもので、せき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

②肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

③胸膜、腹膜等の中皮腫（がんの一種）

肺を取り囲む胸膜等にできる悪性の腫瘍です。

これらの疾病については、石綿粉じんを少量吸入しても発症する可能性があり、また、石綿粉じんのばく露から発症までの期間が相当長いこともあります。

石綿を直接取り扱っていない場合でも、建築物から劣化した石綿粉じんが発散し、その粉じんを吸入する可能性があります。

■建築物に吹き付けられた石綿の管理石綿則第10条関係

①事業者は、その労働者を就業させる建築物に吹き付けられた石綿が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹付け石綿の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。

②事務所又は工場の用に供される建築物の貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、①と同様の措置を講じなければなりません。

労災補償制度

(1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償
- ・ 賃金を受けられない場合の補償
- ・ 死亡した場合には、遺族に対する補償

(2) 石綿による疾病の認定基準のポイント

中皮種又は原発性肺がんは、以下の①又は②に該当する場合には、労災補償を受けることができます。

①明らかな石綿肺所見が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に従事した（期間の長短は問いません。）

②胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）又は石綿小体等の存在が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に

- ・ 中皮種の場合はおおむね1年以上
- ・ 原発性肺がんの場合はおおむね10年以上従事したと認められる場合

最近の労働判例から

副部長は管理・監督者とはいえず、役職手当は
職責の対価ではなく、残業代を支払えとした例
東京地裁 平成16・6・26 判決

【事件の概要】

本件は、役職手当の支給を受けていた元副部長Aが、解雇された後、自分は労基法上の管理・監督者にあたらないと主張して、所定時間外労働（法内残業）、時間外労働、深夜残業、休日労働に対する割増賃金等の支払い等を求めたものである。主な争点は、①Aが労基法上の管理・監督者にあたるかどうか、②仮に管理・監督者ではないとされた場合、法内残業、法定外休日労働についても超過勤務手当の請求ができるか③Aの残業等に係る割増賃金算定の基礎の役職手当を入れるかどうかである。

【判決の要旨】

裁判所は、次のように判断した。

まず、①のAが管理・監督者にあたるかどうかであるが、労働時間、休日に関する規定が適用除外される労基法41条2号の管理・監督者は、一般的に、労働条件その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者、これと同格以上に位置づけられる経営上の重要事項に関する企画立案等の業務を担当する者などがこれにあたる。その具体的認定にあたっては、資格や職位の名称にとらわれることなく、職務内容、責任と権限、勤務形態、賃金等の処遇面といった観点から検討すべきであるとした。

そして、Aについてみると、相当業務については会社の業務全体からみて、責任および権限が重要かつ広範ではなく、支給されていた役職手当も管理・監督者の待遇としては十分ではない。したがって、Aは管理・監督者にあたらず、会社に対して残業代等を請求できるとした。

次に残業代等を請求できるとしても、②の法内残業、法定外休日労働についても超過勤務手当の請求ができるかについては、Aの会社の就業規則では、役職手当を受ける課長以上の者に超過勤務手当は支払わない旨を定めているから、法内残業等については残業代等の支払いは不要であるとした。

さらに③のAの残業等に係る割増賃金算定の基礎に役職手当を入れるかどうかについては、役職手当は職責に対する対価でなく残業等に対する対価として支払われていたとして、役職手当を残業等に係る賃金の計算の基礎から除外したものを計算基礎とすべきとした。

以上により裁判所は、上記の計算基礎で算定した残業代から、すでに会社が支払った役職手当を控除した未払い残業代を支払えとした。

【日本経団連労働法制本部労働法制担当】

三重県最低賃金が「時間額671円」に改正決定

三重労働局長は、三重地方最低賃金審議会に対し、本年5月16日、「平成17年度三重県最低賃金の改正について」の諮問を行い、同審議会では、三重県最低賃金専門部会を設けて参考人からの意見聴取、賃金実態調査等を実施して慎重に審議を重ね、8月8日、三重労働局長に対して、「三重県最低賃金を時間額671円に改正決定する」とする答申を行いました。

三重労働局長は、この答申を受け、8月24日、三重県最低賃金は、現行の「時間額668円」から「時間額671円」に改正決定することとなりました。

なお、この最低賃金は、平成17年10月1日（効力発生日）から、三重県内で働くアルバイトやパート労働者を含む全ての労働者（但し、産業別最低賃金が適用される労働者を除く）に適用されます。

「最低賃金」についてのお問い合わせは
三重労働局労働基準部賃金室（TEL059-226-2108）
又は最寄の労働基準監督署へお願いします。

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます

労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければならない。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収のポイント

1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいるものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(*)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

*療養開始後3年間に支給されるものに限りです。

また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

- 公益通報者保護法が平成18年4月1日から施行されます。
- 事業者の皆様は事業者内部での通報を適切に処理する仕組みを整備することが求められます。
- 内閣府ではこのための指針として「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」を作成し、公表しました。

1. 本ガイドラインの目的と性格

本ガイドラインは、公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針を示すものである。

事業者が、本ガイドラインを踏まえ、事業者内部での通報処理の仕組みを整備することは、事業者内部の自浄作用を高めるとともに、事業者外部への通報による風評リスク等を減少させることにもつながる。

なお、本ガイドラインは、各事業者において一層充実した通報処理の仕組みを整備、運用することを妨げるものではない。

2. 事業者内での通報処理の仕組みの整備

〈仕組みの整備〉

- ◆ 通報の受付から調査、是正措置の実施及び再発防止策の策定までを適切に行うため、経営幹部を責任者とし、部署間横断的に通報を処理する仕組みを整備するとともに、これを適切に運用することが必要である。

〈通報窓口の整備〉

- ◆ 通報窓口及び受付の方法を明確に定め、それらを労働者等に対し、十分に周知することが必要である。
- ◆ 新たに通報窓口を設置する場合、法律事務所等に委託する(中小企業の場合、何社かが共同して委託することも考えられる。)など、事業者の外部に設置すること、労働組合を通報窓口として指定すること又はグループ企業ではグループ共通の一元的な窓口を設置することなども可能である。また、対象としている通報内容や通報者の範囲、個人情報の保護の程度等を確認の上、必要に応じ、既存の通報窓口を充実させて活用することも可能である。

〈相談窓口の設置〉

- ◆ 各事業者の通報処理の仕組みに関する質問等に対応する相談窓口を設置することが必要である。相談窓口は事業者の実情に応じて、通報窓口と一元化して設置することも可能である。

〈内部規程の整備〉

- ◆ 内部規程に通報処理の仕組みについて明記し、特に、公益通報者に対する解雇や不利益取扱いの禁止を明記することが必要である。

〈秘密保持の徹底〉

- ◆ 情報を共有する範囲を限定すること、知り得た情報を口外しないこと等を各担当者に徹底されることが必要である。

〈利益相反関係の排除〉

- ◆ 受付担当者、調査担当者その他通報処理に従事する者は、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

3. 通報の受付

〈通報受領の通知〉

- ◆ 書面や電子メール等、通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対し、通報を受領した旨を通知することが望ましい。

〈通報内容の検討〉

- ◆ 通報を受け付けた場合、調査が必要であるか否かについて、公正、公平かつ誠実に検討し、今後の対応について、通報者に通知するよう努めることが必要である。

〈個人情報の保護〉

- ◆ 通報の受付方法としては、電話、FAX、電子メール等様々な手段が考えられるが、通報を受け付ける際には、専用回線を設ける、個室で面談するなど、通報者の秘密を守ることが必要である。

4. 調査の実施

〈調査と個人情報の保護〉

- ◆ 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮することが必要である。

〈通知〉

- ◆ 調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者(その者が法令違反等を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に通知するとともに、調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、通報者に対し、その結果を通知するよう努めることが必要である。

5. 是正措置の実施

〈是正措置と報告〉

- ◆ 調査の結果、法令違反等が明らかになった場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じるとともに、必要に応じ、関係者の社内処分など適切に対応することが必要である。また、さらに必要があれば、関係行政機関への報告等を行うことが必要である。

〈通知〉

- ◆ 是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、速やかに通報者に対し、是正結果を通知するよう努めることが必要である。

6. 解雇・不利益取扱いの禁止

〈解雇・不利益取扱いの禁止〉

- ◆ 公益通報をしたことを理由として通報者に対し、解雇・不利益取扱い(懲戒処分、降格、減給等)をしてはならない。

7. フォローアップ

〈フォローアップ〉

- ◆ 事業者は、通報処理終了後、法令違反等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報処理の仕組みを改善すること、新たな是正措置及び再発防止策を講じることが必要である。また、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益取扱いや職場内で嫌がらせが行われたりしていないか等を確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行うことが必要である。

8. その他

〈仕組みの周知等〉

- ◆ 通報処理の仕組みやコンプライアンス(法令遵守)の重要性について、社内通報、社内報、電子メール等での広報の実施、定期的な研修の実施、説明会の開催等により、労働者、管理者等に対し、十分に周知することが必要である。特に、通報処理を行う担当者に対しては、十分な研修を行うことが必要である。また、職場の管理者等(通報者等の直接又は間接の上司など)に相談や通報が行われた場合に適正に処理されるような透明性の高い職場環境を形成することも重要である。

●お問合せ先●

内閣府 国民生活局 企画課

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL.03-3581-4989(平日10:00~12:00,13:00~17:00)



会員トピックス

鳥羽水族館名誉館長 中村 幸昭氏



鳥羽水族館・夢とロマンの半世紀
中村幸昭

中部経済新聞社

鳥羽水族館・夢とロマンの半世紀、中村幸昭著「驕るなかれ」出版記念パーティが盛大に開催。去る、9月1日(木)、鳥羽シーサイドホテルで各界、各層より450名が参加され盛大に開催されま

した。

本年度「喜寿」を迎えられ、本業の鳥羽水族館も27歳で創立し、50周年を迎えられました。

「人生は驚馬(どば)に鞭打ち峻坂(しゅんぱん)を登るが如し」、私の人生の大半は祖先や父母の恩に感謝を捧げつつ大自然にも囲まれて、生きているのではなく「生かされている」という感謝の連続であったことに痛感している。

……………中村幸昭著「驕るなかれ」より

三重カンツリークラブ料理長 伊藤 節夫氏



伊藤節夫氏がフランス料理で最高栄誉の一つである称号(ディシプル・ドールギュスト・エスコフィエ)を受けられた。

フランス料理に身を投じて35年、「この世界に入った時から、いつかはと

思っていたので、その責任の重さに身の引き締まる思い」と感激された。1994年から料理長に就任、オープン当時の伝統を残しつつ地元産の食材を生かす工夫を重ねられ、ゴルフ客だけでなく食事のみで来場されるファンも多くあります。「若い頃から教わってきた手間をかける大切さ」を伝えたい。是非、お出かけください。

新会員の紹介

●鈴鹿国際大学

所在地 鈴鹿市郡山町663-222

代表者 学長 武村泰男

電話 0593-72-2121

FAX 0593-72-2827

事業内容 大学



ご加入いただける企業の紹介をお願いします

当協会は地域における総合経済団体として企業経営をサポートし会員企業の発展、産業経済の興隆について取り組み、人材育成や能力開発につながる諸事業を通じて企業経営のお役に立ちたいと考えております。本会の趣旨、活動にご賛同にいただき、ご入会いただける企業・事業所のご紹介をお願いします。

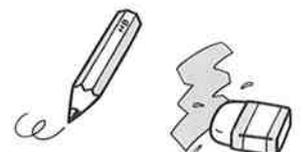
編集後記

第1号を7月25日に発行し3ヶ月ごとに発行しようと目標を定め日々、情報収集にアンテナを高くしていますが、時間のたつのは早いもので追われているのが実状です。いつも、「当会らしさ」「交流」「楽しさ」を「会員参加」でと思いを込めて編集に努力をしていますが、まだまだ道のりは遠いようです。経協ニュースを通して、会社間の情報交流、人的な連携等の足がかりになればと願っております。みなさんのご意見、ご要望をお待ちしています。

※ホームページの会員パスワードは10月3日より変更しております。

※9月1日よりFAX専用回線を設置(2回線)致しましたのでご利用ください。

059-228-3710・3575



主要労働経済指数(8月度)

	人口 (三重県)	鉱工業 生産指数 (三重県) (TCI)	国内企 業物価 指数 (全国)	消費者 物価指数 (三重県)	新設住宅 着工件数 (三重県)	常用雇用指数		実質賃金指数	
						全国	三重県	全国	三重県
平成12年	1,857,339	100.0	100.0	100.0	15,454	100.0	100.0	100.0	100.0
13年	1,862,307	100.9	97.7	99.6	15,367	99.6	97.3	r 99.3	97.5
14年	1,862,539	99.7	95.7	98.6	13,682	98.9	94.2	r 97.4	99.3
15年	1,864,185	105.4	95.0	98.6	14,027	r 98.5	91.5	97.0	100.1
16年	1,868,865	121.1	96.1	p 98.8	15,601	r 99.1	90.6	96.3	104.3
平成16年 8月	1,868,230	r 124.5	r 96.5	98.7	1,526	r 99.5	91.1	r 83.9	87.1
9月	1,868,549	r 132.6	r 96.7	98.7	1,295	r 99.3	91.4	r 79.3	85.9
10月	1,868,865	r 120.9	96.7	99.6	1,520	r 99.3	90.7	r 79.4	84.6
11月	1,869,802	r 123.4	96.8	99.4	1,495	r 99.4	90.4	r 84.0	92.2
12月	1,870,295	r 125.5	96.7	99.0	1,246	r 99.5	90.8	r 174.9	187.7
平成17年 1月	1,870,578	r 125.2	96.4	98.5	1,116	99.1	89.3	82.8	88.2
2月	1,870,045	r 122.0	r 96.5	98.0	1,219	98.8	90.3	80.3	86.4
3月	1,870,316	134.5	96.8	98.3	1,198	98.4	90.2	82.5	89.7
4月	1,866,277	128.6	97.5	98.7	1,105	99.5	90.9	81.8	88.5
5月	1,869,186	121.4	97.4	99.3	1,332	99.7	92.2	80.2	85.9
6月	1,869,947	135.3	97.3	98.8	1,353	100.0	92.6	136.8	142.6
7月	1,870,279	126.7	97.9	98.5	1,496	100.0	92.4	115.6	128.2
8月	1,870,907		p 98.1						
資料出所	県統計調査室		日本銀行	県統計調査室	県住宅室	厚生労働省	県統計調査室	厚生労働省	県統計調査室

	完全失業者数 (万人)	完全失業率 (TCI:%)	有効求人倍率 (TCI:倍) (全国)	基本受給率		企業倒産(三重県)	
				全国	三重県	件数	金額(百万)
平成12年	320	4.5	0.59	3.1	3.9	173	41,995
13年	340	5.0	0.59	3.1	4.0	216	80,327
14年	359	5.4	0.54	3.2	3.9	201	118,223
15年	350	5.3	0.64	2.6	3.4	162	46,966
16年	313	4.7	0.83	2.0	2.5	151	38,404
平成16年 8月	314	4.8	r 0.84	2.2	2.8	9	2,077
9月	309	4.6	r 0.86	2.1	2.6	16	3,409
10月	311	r 4.6	r 0.89	2.0	2.4	12	6,737
11月	290	r 4.6	r 0.91	1.9	2.3	17	3,109
12月	270	r 4.5	r 0.90	1.8	2.2	12	3,849
平成17年 1月	296	4.5	0.91	1.8	2.2	16	34,310
2月	308	4.7	0.91	1.8	2.1	10	20,580
3月	313	4.5	0.91	1.8	2.0	9	12,725
4月	310	4.4	0.94	1.7	2.0	9	2,190
5月	307	4.4	0.94	1.7	2.0	10	1,743
6月	280	4.2	0.96	1.9	2.2	15	3,973
7月	289	4.4	0.97	1.9	2.2	6	7,697
8月	284	4.3	0.97	2.0	2.3	8	6,166
資料出所	総務省	総務省	厚生労働省	厚生労働省	三重労働局	東京商工リサーチ津支店	

(注)・TCI=季節調査値

- ・人口の各暦年については、10月の数値である。
- ・消費者物価指数は津、桑名、伊賀、尾鷲の4市平均。平成12年=100
- ・常用雇用指数、実質賃金指数は5人以上の事業所分。平成12年=100
- ・鉱工業生産指数は平成12年=100、国内企業物価指数は平成12年=100
- ・基本受給率 = $\frac{\text{基本手当受給者実人員}}{\text{雇用保険被保険者数} + \text{基本手当受給者実人員}} \times 100 (\%)$
- ・rは数値を補正したもの。pは速報値。



(三重労働局職業安定部発行 労働市場月報より)

事業名	とき	時間	ところ	内容
第8回 経協コンペ	10/4(火)	9:30～	三重カンツリークラブ	会員親睦会
三重県産業安全衛生大会	10/4(火)	13:00～	三重県文化会館	祝辞
労務管理改善協力委員会(職場に活力を生む人事管理を目指す部会)	10/6(木)	13:30～16:30	プラザ洞津	事例発表
17年度 第1回運営協議会	10/11(火)	16:00～	産業保健推進センター	審議
労務管理改善協力委員会(活力ある職場風土を目指す部会)	10/13(木)	13:30～16:30	富士電機リテイルシステムズ(株)	工場見学、事例発表
三重県労働委員会	10/21(金)	13:30～	三重県労働委員会室	定例総会
全国労働委員会連絡協議会総会	11/9(水)～11(金)	15:00～	東京・中野サンプラザ	議題審議
MVL第39回 運営総会	11/11(金)	10:30～12:00	津リージョンプラザ	上期の概要と下期の取り組み
年末調整実務セミナー	11/17(木)	13:30～17:00	プラザ洞津	担当者実務セミナー
労務管理改善協力委員会 定例会議・労務セミナー	11/18(金)	13:30～17:00	ベルセ島崎	会議とセミナー
第54回 労管コンペ	11/29(火)	9:00～	松阪カントリークラブ	会員親睦会

事業名	とき	ところ	
第107回 日本経団連人事労務管理者大会	7/7(木)～8(金)	名古屋観光ホテル	経協関係
7月度 日本経団連地方経協専務理事会	7/8(金)	名古屋商工会議所	
労務管理改善協力委員会 定例会議	7/14(木)	プラザ洞津	
職場の防災セミナー	7/14(木)	プラザ洞津	
日本経団連最低賃金対策専門委員会・理事会	7/19(火)	経団連会館	
労務管理改善協力委員会 HRD部会	7/20(水)	近畿日本鉄道 白塚教習所	
日本経団連最賃使用者委員全国連絡会議 最賃対策専門委員会	7/26(火)	経団連会館	
労務管理改善協力委員会 活力ある職場風土を目指す部会	7/27(水)	プラザ洞津	
労務管理改善協力委員会 職場に活力を生む人事管理を目指す部会	7/29(金)	横浜ゴム 三重工場	
鈴鹿労務相談	8/12(金)	鈴鹿商工会議所	
第4回 経協活性化プロジェクト	8/24(水)	プラザ洞津	各関係
新しい雇用形態に対応した人事管理のポイントセミナー	9/8(木)	プラザ洞津	
第34回 三重労使会議	9/14(水)	三重県勤労者福祉会館特別会議室	
経営者協会 理事・役員会 特別講演会	9/15(木)	プラザ洞津 2階「高砂」	
9月度 日本経団連地方経協専務理事会 理事会	9/20(火)	経団連会議室	
一般事業主行動計画に関する集団指導会	7/4(月)	三重労働局	
三重地方最低賃金使用者4団体(地賃)懇談会	7/5(火)	三重労働局会議室	
NHK津 ふれあいミーティング	7/15(金)	NHK津放送局	
第2回 三重地方最低賃金専門部会(実地視察)	7/20(水)～21(木)	志摩市阿児町・磯部町	
三重県労働委員会定例総会	7/21(木)	三重県労働委員会室	
三重県警察官友の会/理事会・通常総会	7/26(火)	あさあけ会館	
若年者雇用問題検討会議/人材育成三重地域協議会	7/27(水)	ベルセ島崎	
第2回 三重地方最低賃金審議会	7/28(木)	ベルセ島崎	
リニア中央エクスプレス建設促進三重県期成同盟会建設促進大会	8/1(月)	ホテルグリーンパーク	
第3回 三重地方最低賃金専門部会	8/1(月)	三重労働局会議室	
産別最賃4団体産別使用側委員推薦打合せ	8/2(火)	三重県商工会議所連合会会議室	
第4回 三重地方最低賃金専門部会	8/3(水)	三重労働局	
第1回 労働者派遣事業適正運営協力員会議	8/4(木)	ベルセ島崎	
第5回 三重地方最低賃金専門部会	8/5(金)	三重労働局会議室	
第3回 三重地方最低賃金審議会	8/5(金)	三重労働局会議室	
産別最賃「洋食器・刃物」使用者懇談会	8/8(月)	三重労働局会議室	
第6回 三重地方最低賃金専門部会	8/8(月)	三重労働局会議室	
第4回 三重地方最低賃金審議会	8/8(月)	三重労働局会議室	
産別最賃「輸送用機械器具」使用者懇談会	8/8(月)	津公共職業安定所会議室	
三重県地域労使就職支援機構 正副委員長打合せ/第3回 運営委員会	8/9(火)	支援機構事務所	
産別最賃「ガラス・同製品製造業」使用者懇談会	8/10(水)	三重労働局会議室	
産別最賃「電気機械器具」使用者懇談会	8/10(水)	三重労働局会議室	
三重県労使就職支援機構県外実施視察	8/17(水)～18(木)	徳島県/香川県	
第16回 東京～大阪リニア中央エクスプレス建設促進大会	8/19(金)	ホテルキャッスルプラザ(名古屋)	
三重県労働委員会定例総会	8/22(月)	三重県労働委員会室	
第5回 地方最低賃金審議会	8/24(水)	三重労働局会議室	
三重県労働委員会 第1回あっせん(タモン事件)	8/25(木)	三重県労働委員会室	
第1回 三重県独立行政法人雇用能力開発機構運営協議会	8/29(月)	雇用能力開発機構会議室	
産別最賃第1回 合同会議・使用者側委員打合せ会	9/12(月)	ベルセ島崎	
第2回 三重県環境審議会	9/13(火)	三重県水産会館	
三重県労働委員会 定例総会	9/21(水)	三重県労働委員会室	
三重県労働委員会 第2回あっせん(タモン事件)	9/21(水)	三重県労働委員会室	
三重県地域労使就職支援機構 正副委員長打合せ/第4回運営委員会	9/22(木)	支援機構事務所	
愛・地球博「閉会式」	9/25(日)	長久手会場	
公正採用選考人権啓発協力員会議	9/30(金)	ベルセ島崎	

三重県経営者協会

TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3679

ホームページ <http://miekeikyo.jp>

E-mail info@miekeikyo.jp

平成17年10月28日 発行
 発行人/三重県経営者協会

〒514-8691 津市丸之内養正町4-1森永三重ビル3F